

令和元年第5回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和元年5月31日（金） 午後2時30分			
出席委員 （18名）	2番 今川 芳信 6番 岡村 勝敏 10番 中園 真一 14番 笹峯 久雄 18番 常盤 信一	3番 二月田 努 7番 中村 優志 11番 長崎 恵里子 15番 大山 茂美 19番 槐島 睦夫	4番 間世田 恵 8番 松下 さえ子 12番 田代 一友 16番 今村 浩一	5番 西代 秀子 9番 山之内 悟 13番 今吉 藤雄 17番 東鶴 昭雄
欠席委員 （1名）	1番 今吉 耕己			
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作 主 査 有村 真一 主任主事 水迫 時巳	グループ長 富久 亮二 主 査 山下 良太 主 事 恒松 大輝	サブリーダー 福田 智和 主任主事 長友 藍子	
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1 「農地利用変更届」について</p> <p>2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について</p> <p>3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について</p> <p>5 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について</p> <p>6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>8 「買受適格証明願（耕作目的）」について</p>			

開会 午後1時50分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは令和元年第5回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日は、1番委員から欠席届が提出されていますので、本日の出席農業委員は18名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程は、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の訂正箇所を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	異議なしの声がございましたので、議事録署名委員は9番委員と10番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が1件提出されましたので審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。隼人の1を7番委員。
--------	---

7番委員	1番を報告します。届出地は、見次公民館の北東に位置しており現況は不耕作地である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は2m盛土をするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないものと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議ございませんので、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転4件、利用権設定113件の合計117件について、市長より意見を求められております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局より報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画（案）の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転4件、筆数4筆、面積9,276㎡、利用権設定113件、筆数183筆、面積284,132㎡、中間管理権の設定はありませんでした。この事につきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。ただ今の報告について、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。ただ今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画（案）の意見決定について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転13件、贈与6件の計19件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。 それでは調査委員の意見・報告を求めます。国分の1から5までを16番委員。
16番委員	1番から5番まで続けて報告いたします。まず1番です。申請地は青葉小学校の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は10,276㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当し

	<p>ないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に2番です。申請地は敷根地区コミュニティ広場の南と南東に位置し、現況は田と不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,797㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に3番です。申請地は姫城公民館の南西に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,812㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に4番と5番は受人が同一人ですので一括して報告いたします。4番の申請地は鹿児島第一中学校の西と北に位置し現況はいずれも田である。申請地には※※さんが令和3年4月までの使用収益権を設定しているが、今回の申請にあたり合意解約書が提出されている。5番の申請地は鹿児島第一中学校の西と東に位置し、現況は田と保管理中である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,496.94㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分の6を18番委員。
18番委員	6番を報告いたします。申請地は川内団地の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は76,053㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の7を1番委員に代わり3番委員代読をお願いします。
3番委員	7番を報告します。申請地は前川内集落センターの南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,324㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川の8から11までを17番委員。
17番委員	8番を報告します。申請地は野坂公民館の西に位置し現況は畑と田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,934㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

	<p>次に9番です。申請地は安良小学校の西に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は77,154㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に10番です。申請地は木浦公民館の北西に位置し現況は田である。申請地には※※さんが令和4年5月までの使用収益権を設定しているが、今回の申請にあたり合意解約書が提出されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は38,727㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に11番です。申請地は木浦公民館の東と南東、北西に位置し、現況は田と畑である。申請地の2筆には※※さんが令和2年3月までの使用収益権を設定しているが、今回の申請にあたり合意解約書が提出されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は38,727㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園の12から14を11番委員。
11番委員	<p>12番から14番まで続けて報告いたします。12番です。申請地は大霧公民館の南東に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は27,771㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に13番です。申請地は牧園総合支所の西に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和2年6月までの使用収益権を設定しているが、今回の申請にあたり合意解約書が提出されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,582㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に14番です。申請地は浅谷公民館の東と西、南に位置し、現況は田と畑である。申請地には※※さんが令和3年1月までの使用収益権を設定しているが、今回の申請にあたり合意解約書が提出されている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,139㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人の15を7番委員。
7番委員	15番を報告いたします。申請地は大津公園の北に位置し現況は田である。申請地には譲受人の※※さんが令和10年5月までの使用収益権を設定している。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は10,00

	2㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の16を8番委員。
8番委員	16番を報告いたします。申請地は和気神社の東に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,260㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山の17を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	17番を代読します。申請地は福山総合支所の北に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,056㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山の18を6番委員。
6番委員	18番です。申請地は杉渡公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は1,054㎡であるが、空き家バンクに付随する農地のため、農地法施行規則第17条第2項の下限面積の取扱基準を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山の19を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	19番を代読します。申請地は柿木公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,664㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農振除外1件、用途区分変更1件の計2件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、除外、福山の1を6番委員。
--------	---

6 番委員	1 番です。申請地は、池之段公民館の南東に位置しており、現況は畑と山林である。除外目的は山林にするものである。なお、平成 2 5 年 4 月 2 日に植林してしまったという始末書が添付されている。また除外されたと仮定した場合、申請地は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申請は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、用途区分変更の国分の 1 を 2 番委員。
2 番委員	用途区分変更の 1 番を報告します。申請地は木原公民館の南に位置しており、現況は畑である。用途区分変更目的は畜舎、パドック、ロール置場にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 4 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外 1 件、用途区分変更 1 件の計 2 件については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第 5 号 「農地法第 5 条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案 5 号「農地法第 5 条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地法第 5 条農地転用事業計画変更承認申請が 1 件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。溝辺の 1 を 1 4 番委員。
1 4 番委員	1 番です。申請地は崎森地区公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は貸店舗と駐車場を建設するものである。農地区分は 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。家庭用排水は合併浄化槽を通じて側溝に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 5 条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第 6 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第 4 条の規定による許可申請が 5 件提出されましたので、この処分に
--------	---

	ついて審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を16番委員。
16番委員	1番を報告します。申請地は国分駅の西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に霧島の2を10番委員。
10番委員	2番について報告します。申請地は栢田自治公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林として利用するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の3を8番委員。
8番委員	3番を報告します。申請地は日当山保育園の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅・駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に福山の4と5を19番委員に代わり15番委員。
15番委員	4番を代読します。申請地は福山総合支所の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は福山総合支所より300m以内にあるため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 次に5番。申請地は牧之原小学校の南に位置し、現況は不耕作地である。なお、平成15年10月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場として利用するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、6月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が22件提出されましたので、この処分について審議を求めます。牧園の1を4番委員。
4番委員	1番を報告いたします。申請地は大霧公民館の南に位置し、現況は畑と不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、法令等により義務付けられている行政庁との協議についても行っていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に霧島の2を5番委員。
5番委員	2番を報告します。申請地は霧島神宮前郵便局の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地する宅地12,659.38㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は16,329.38㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、法令等により義務付けられている行政庁との事議についても行っていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の3から5までを2番委員。
2番委員	<p>3番です。申請地は上木原公民館の東に位置し、現況は現場事務所である。なお、平成31年2月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は工事用仮設事務所を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和元年6月5日から令和元年8月31日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。</p> <p>4番を報告します。申請地は川原小学校の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5番を報告します。申請地は上小川小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上。</p>
議長（会長）	次に国分の6を9番委員。
9番委員	6番を報告します。申請地は南京塚団地の南に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。

議長（会長）	次に国分の7から9までを18番委員。
18番委員	<p>7番から9番まで一括して報告させていただきます。まず、7番です。申請地は川内団地の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は電柱を設置するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に8番です。申請地は川内地区コミュニティセンターの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に9番です。申請地は敷根地区コミュニティ広場の南側に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅4棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の10を16番委員。
16番委員	10番です。申請地は片平公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の11を1番委員に代わり3番委員。
3番委員	11番を報告いたします。申請地は論地地区自治公民館の北に位置し、現況は駐車場である。なお、平成28年12月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の12を13番委員。
13番委員	12番。申請地はくみあいチキンフーズの南東に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の13を14番委員。
14番委員	13番を報告いたします。申請地は崎森地区公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸店舗と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の公衆用道路144㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は2,711㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われ

	る。以上です。
議長（会長）	次に牧園の14を4番委員。
4番委員	14番を報告いたします。申請地は霧島総合支所の北に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に霧島の15を10番委員。
10番委員	15番です。申請地は田口公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅・車庫及び倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。なお、一般住宅としては面積を超過しておりますけれども、面積超過理由書が添付されておりますように、やむを得ない理由と思われれます。以上です。
議長（会長）	次に隼人の16から20までを5番委員。
番委員	<p>16番を報告します。申請地は小浜地区公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に17番を報告します。申請地は富隈小学校の北に位置し、現況は畑と一部造成地である。なお、年月日不詳で造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の宅地368.92㎡を一体利用するもので、全体計画面積は739.92㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に18番を報告します。申請地はAZの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に19番を報告します。申請地はAZの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に20番を報告いたします。申請地は住吉団地集会場の北に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲5区画と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>

議長（会長）	次に隼人の21と22を7番委員。
番委員	<p>21番です。申請地は鹿児島神宮の西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に22番です。申請地は鼻切公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の500m以内農地に該当すると思われる。転用目的は貸太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	はい、調査委員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質問はありませんか。
12番委員	はい。
議長（会長）	12番委員。
12番委員	22番は農振農用地ではないのですか。農地の集団の中にポツンとあるように見えますが。
議長（会長）	事務局。
事務局	農振農用地ではありません。投影中の地図を広範囲に写せばわかると思いますが、周辺には太陽光発電施設もいくつかあり、側道も通っています。
議長（会長）	12番委員、よろしいですか。
12番委員	はい。
議長（会長）	ほかにないですか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、6月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第8号 「買受適格証明願（耕作目的）について

議長（会長）	次に、議案第8号買受適格証明願（耕作目的）についてを議題といたします。当委員会に対し、買受適格証明願（耕作目的）が1件提出されましたので審議を求めます。なお、落札後、農地法第3条の許可申請があった場合の取り扱いについても同時に審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。国分の1を4番委員。
4番委員	1番を報告します。申請地は、国分北小学校の西と北に位置しており、現況は田である。現在は、※※が管理しています。受人の※※さんは規模拡大という申請理由であり、耕作意欲はある。また、農機具は完備している。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるため、買受適格者であると思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員の意見報告が終わりました。ただ今の意見について、ご意見、ご質問はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第8号「買受適格証明願（耕作目的）」については、買受適格者であるとの意見ですが、これについて「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は買受適格者として「承認」することに決定いたしました。次に、落札した買受適格者より、農地法第3条の許可申請があった場合の取り扱いについてを審議いたします。本日、買受適格者の審議が完了していることから、農地法第3条の許可申請があった場合、審査を省略し会長の判断で処理することもできますが、いかが取り扱いますでしょうか。
	〔「会長一任」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	会長に一任という意見がございましたので、ここでお諮りいたします。落札した買受適格者より、農地法第3条の許可申請があった場合、会長の判断で処理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、落札した買受適格者より、農地法第3条の許可申請があった場合、会長の判断で処理することに決定いたしました。以上で、令和元年第5回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に、「その他」はありますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ないようですので、以上で令和元年第5回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

閉会 3時00分

9番

10番

19番
